

お知らせ

軽自動車税住所証明の発行について

現在、軽自動車税住所証明については、ご本人以外の第三者請求についても交付をおこなっていましたが、個人情報の観点から本人以外（住民票同一世帯を除く）の第三者請求については、契約書または委任状の提示や提出を求めることとなりました。

ご理解をお願いします。



開始 : 令和2年3月1日から

<契約書>（コピー可）

軽自動車等の購入や名義変更等について、依頼者（個人）と売買・請負者（会社等）の関係が分かるもの。

※申請にあたっては、本人確認（運転免許書等）提示を求めます。

<委任状> ※契約書等が無い場合

申請者本人から第三者の来庁者（窓口に来られる方）への委任事項

※個人ではなく会社へ委任した場合の申請にあたっては、社員証および本人確認（運転免許証）の提示を求めます。

銚田市役所 市民課